

近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程

第1章 総則

(目的)

第1条 近畿大学(以下「本大学」という。)の通信教育(以下「本通信教育」という。)は、主として通信の方法によって人類の福祉に必要な学術の理論と応用とを教授し、併せて人格の陶冶と教養の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記に定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 本大学の通信教育部は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(通信教育課程)

第3条 近畿大学建築学部建築学科に通信教育の課程を置き、通信授業及び面接授業のほか、メディアを利用して行う授業によって実施する。

2 メディアを利用して行う授業とは、次のものをいう。

(1) メディア授業

事前に収録・編集した講義について、インターネットを活用して視聴する授業

(2) オンライン授業

面接授業と同等の効果を有する同時双方向型の遠隔授業

(学科の構成及び定員)

第4条 建築学部(通信教育課程)は、次の学科を置き、その入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
建築学科	1年次入学 100名	1,400名
	3年次編入 500名	

(修業年限)

第5条 建築学部建築学科(通信教育課程)の修業年限は、4年とする。

2 建築学部建築学科(通信教育課程)の在学年限は、10年を超えることはできない。

(正科生・科目等履修生・特修生)

第6条 建築学部建築学科(通信教育課程)の学生は、正科生、科目等履修生及び特修生とする。

第2章 (削除)

第7条 (削除)

第3章 教員組織

(教員組織)

第8条 通信教育の授業は、原則として本大学及び近畿大学短期大学部の専任教員が担当する。ただし、必要に応じ適任者を講師又は指導教員として委嘱することができる。

(学年・学期)

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、通信教育課程における学年は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 10月1日から翌年9月30日まで

2 前条第2項の規定にかかわらず、通信教育課程における学期は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から9月30日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで

第4章 学務委員会

(学務委員会)

第9条 本通信教育に、教育研究に関する専門的事項を審議する機関として、学務委員会を置く。

2 学務委員会は、教員及び事務局から選出された委員をもって構成する。

3 学務委員の定員及び選出方法については、別に定める。

(学務委員会の審議事項)

第10条 学務委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学務委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学務委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5章 教育課程

(授業科目の区別)

第11条 建築学部建築学科(通信教育課程)の授業科目は、総合科目、外国語科目及び専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)に分ける。

(総合科目)

第12条 総合科目は、22単位以上修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(外国語科目)

第13条 外国語科目は8単位以上を修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(専門科目)

第14条 専門科目は、基礎専門科目及び複合専門科目とし、その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

第15条 専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)は、卒業ゼミナールを含む94単位以上を修得し

なければならない。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を越えない範囲内で建築学部建築学科(通信教育課程)における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 16 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を前条第 1 項と合わせて 30 単位を越えない範囲内で建築学部建築学科(通信教育課程)における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに建築学部建築学科(通信教育課程)に入学した者について教育上有益と認めたときは、編入学等の場合を除き大学又は短期大学における既修得単位のうち 30 単位を越えない範囲で、学務委員会で審議のうえ認定することができる。

2 既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

第 6 章 入学・退学・除籍・編入学・転学・転籍・休学・復学・再入学及び復籍

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、4 月及び 10 月とする。

(入学の資格)

第 19 条 入学を志願する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程における 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規則による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) その他本大学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学選考)

第 20 条 入学は、選考のうえ、許可する。選考方法は書面審査を原則とする。

(入学手続)

第 21 条 入学を志願する者は、所定の入学出願書類に、出身学校長から提出される調査書、卒業証明書又は検定証明書のいずれか一つを添えて提出しなければならない。

(誓約書)

第 22 条 入学を許可された者は、本人記名のうえ、誓約書を提出しなければならない。

(退学)

第 23 条 退学をしようとする者は、その理由を付し、願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(除籍)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 28 条第 2 項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者
- (4) 本大学において修学する意思がないと認められる者

(編入学)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者が、本通信教育課程に編入学を志願する場合は、学務委員会で審議のうえ許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 大学第 2 学年修了者、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者その他これらと同等以上の学力を有する者
- (3) 大学第 1 学年修了者その他これと同等以上の学力を有する者
- (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (6) 編入学者の取扱いについては、別に定める規程による。

(転学・転学部)

第 26 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続をとらなければならない。

2 学生が本大学における通信教育課程の他の学部転学部を志願する場合は、関係学部における選考のうえ、これを許可することがある。なお、転学部における修得済単位の認定については、別に定める。

(通学課程への転籍)

第 27 条 学生が本大学の通学課程に転籍を志願する場合は、関係学部における選考のうえ、これを許可することがある。

(休学)

第 28 条 病気その他やむを得ない理由で修学できないときは、その事実を証明する書類を添えて休学願を提出し、休学することができる。

2 休学は、4 月 1 日又は 10 月 1 日を開始日として、1 年単位ですることができる。ただし、入学年次及び最終学年次は、休学することができない。

3 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

4 休学中は、別に定める休学料を納入しなければならない。

(復学)

第 29 条 休学者が、引き続き修学できる条件が整ったときは、復学を願い出てその許可を得て復学することができる。

(再入学)

第 30 条 正当な理由で退学した者が再入学を願い出たときは、学務委員会で審議のうえ許可することがある。

(復籍)

第 31 条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより、学務委員会で審議のうえ復籍を許可することがある。

(二重在籍)

第 32 条 学生は、本通信教育課程に併行して他の大学に在籍することは認めない。

第 7 章 学修指導

(授業科目の学年配当)

第 33 条 授業科目は、全学年に配当する。

(履修単位及び学修時間)

第 34 条 授業科目の履修単位は、通信授業科目・面接授業科目・メディアを利用して行う授業を問わず、各学年で 48 単位以内とする。また、1 単位の学修時間は、45 時間を原則とする。

(学修指導の方法)

第 35 条 学修指導は、教材の配付、質疑応答、添削指導、面接授業、メディアの利用その他適当と認める方法により、又はその併用によって行う。

(教材)

第 36 条 教材は、第 5 章に規定する教育課程に従い順次配付する。

(質疑)

第 37 条 質疑は、メディアを用いて所定の様式（学習質疑）により随時行うことができる。

(設題)

第 38 条 通信授業科目は、設題に対して所定のレポートを提出しなければならない。

(面接授業等)

第 39 条 学生は 4 年を通じ、面接授業又はメディアを利用して行う授業により、30 単位以上を修得しなければならない。

2 面接授業は、本大学において実施し、本校以外の会場でも実施することがある。なお、時期についてはその都度これを指示する。

第 8 章 試験

(試験)

第 40 条 通信授業科目の試験(以下「科目終末試験」という。)は、インターネットを利用して受験することとし、所定の期日・時間に実施する。

2 面接授業科目及びオンライン授業の試験(以下「単位修了試験」という。)は、筆答試験又は課題提出とし、筆答試験の場合は所定の期日に所定の場所で開催する。

(受験資格)

第 41 条 科目終末試験を受けることのできる者は、第 38 条の規定するところに従って設題のレポートを提出した者に限る。

2 単位修了試験及びメディア単位修了試験を受けることのできる者は、所定の期間受講した者に限る。

(単位授与)

第 42 条 科目終末試験（レポートを伴う。）、単位修了試験又はメディア単位修了試験については、その合格水準をシラバスに明示するものとし、それに達している者に対し所定の単位を与える。

2 学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。なお、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とする。また、学業成績にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

(再試験)

第 43 条 科目終末試験に合格しない者は、願によって再試験受験が許可されることがある。

2 単位修了試験又はメディア単位修了試験に合格しない者は、再受講し試験を受けることができる。

第 9 章 卒業

(卒業)

第 44 条 学生が卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 本建築学科に 4 年以上在学すること。なお、第 25 条の規定に基づき 3 年次編入学した場合における他の大学等の在学年数は、この在学年数に含めることができる。

(2) 総合科目は、22 単位以上修得すること。なお、第 25 条の規定に基づき 3 年次編入学をした場合は 24 単位以上修得すること。

(3) 外国語科目は、8 単位以上修得すること。

(4) 専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)は卒業ゼミナールを含む 94 単位以上を修得すること。

(5) 前 3 号の単位合計 124 単位のうち 30 単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業によって修得すること。なお、第 25 条の規定に基づき 3 年次編入学をした場合は 126 単位のうち 30 単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業によって修得すること。

2 建築学部建築学科(通信教育課程)の課程を卒業した者は、卒業証書・学位記を受け、学士(建築学)と称することができる。

第 10 章 科目等履修生・特修生

(科目等履修生・特修生)

第 45 条 建築学部建築学科(通信教育課程)において開設する授業科目の一部又は全部を履修しようとする者があるときは、科目等履修生又は特修生として履修を許可することがある。

(科目等履修生入学資格)

第 46 条 科目等履修生となることが出来る者は、次の各号のいずれかに該当する者で所定の選考に合格した者とする。

(1) 大学の入学資格を有する者

(2) 本大学が認める高等学校に在学する者

(科目等履修生の単位授与)

第 47 条 科目終末試験（レポートを伴う。）、単位修了試験又はメディア単位修了試験については、その合格水準をシラバスに明示するものとし、それに達している者に対し所定の単位を与える。

2 学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

なお、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とする。

また、学業成績にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

(科目等履修生の単位修得)

第 48 条 科目等履修生として履修した授業科目及び修得した単位は、第 44 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する授業科目及び単位として、学務委員会で審議のうえ認定することができる。

2 科目等履修生としての在学年数は、第 44 条第 1 項第 1 号に規定する在学年数として、学務委員会で審議のうえ、修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で算入することがある。

3 この学則に定めるほか科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学入学資格認定コース)

第 49 条 第 19 条に規定する資格のある特修生又は在学中にその資格を得た特修生が入学を志願する場合は、第 20 条の規定に従い入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された学生は、正科生となったときから 4 年間の在学を必要とし、特修生として履修した授業科目は、学務委員会で審議のうえ、14 単位を超えない範囲内で、正規の課程の単位に算入する。

(特修生の試験)

第 50 条 特修生は、許可を得て最終試験を受けることができる。最終試験に合格した者には、願により、その授業科目の履修証明書を交付する。

(科目等履修生・特修生の履修)

第 51 条 科目等履修生及び特修生は、希望する授業科目を選び、所定の手続を経て履修の許可を受けなければならない。

(科目等履修生・特修生の規定)

第 52 条 科目等履修生及び特修生については、第 25 条から第 30 条まで及び第 9 章の規定を除き、この規程の他の各章の規定を準用する。

(学生規程)

第 53 条 学生が遵守しなければならない事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める学生規程による。

第 11 章 学費等

(入学選考料)

第 54 条 入学を志願する者は、別表(2)に定める入学選考料を納めなければならない。ただし、特修生認定コース修了者で正科生に入学するものは除く。

(入学金)

第 55 条 入学を許可された者は、別表(2)に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第 56 条 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 休学中は、授業料を免除する。

3 授業料の額は、別表(2)のとおりとする。

(在籍延長料)

第 57 条 在籍を延長する者は、別表(2)に定める在籍延長料を納めなければならない。

(再入学における学費)

第 58 条 再入学における学費は、その者の当初入学年度にかかわらず、当該年度に入学する学生が納付すべき学費を適用する。

(編入学における学費)

第 59 条 編入学における学費は、編入する年次にかかわらず、当該年度に入学する学生が納付すべき学費を適用する。

(科目別授業料)

第 60 条 科目別に履修する場合の授業料は、別に定めるもののほか、別表(2)のとおりとする。

(授業料免除)

第 61 条 学生のうち成績優秀であつて、経済的理由により修学が困難な者に対しては、学務委員会で審議のうえ授業料の全部又は一部を免除することができる。

(学費の変更)

第 62 条 経済状況の変化に伴い、本章の規定を改訂して学費を変更することがある。

第 12 章 学生証

(学生証交付)

第 63 条 正科生には学生証を交付する。

(身分証明証交付)

第 64 条 科目等履修生・特修生には、身分証明証を交付する。

(学生証・身分証明証の提示)

第 65 条 試験及び面接授業に出席する場合には、学生証又は身分証明証を提示しなければならない。

第 13 章 賞罰

(表彰)

第 66 条 学業優秀であつて特に模範的学生と認められる者に対して、学務委員会で審議のうえこれを表彰する。

(懲戒)

第 67 条 この規程、学生規程その他諸規則に違反し、本大学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対して、学務委員会で審議のうえこれを懲戒する。

2 懲戒は譴責・停学・退学の 3 種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者には退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 奨学生

(奨学生)

第68条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められた学生を選んで奨学生とすることがある。

2 奨学生に対しては、学費の全部又は一部を給付する。

3 前各項に定めるほか奨学生に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程に規定されていない事項は、近畿大学学則を準用する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（1）

総合科目・外国語科目・専門科目及びその単位数

1 総合科目

系	授業科目	単位
人間と自然	人間論（心理学）	4
	生命現象論（生物学）	4
	自然環境論（地理学）	4
	環境と社会	2
異文化の理解	文化交流論（歴史）	4
	日本文化論（文学）	4
	国際化と異文化理解	2
	日本語の技法	2
社会の認識	日本社会システム論（法学）	4
	日本社会システム論（経済学）	4
	国際社会システム論（社会学）	4
	国際社会システム論（政治学）	4
	住みよい社会と福祉	2
	暮らしのなかの憲法	2
	国際社会と日本	2
	キャリアデザイン	2
	技術と倫理	2
	現代社会と法	2
	ビジネスモデルとマネジメント	2

	暮らしのなかの起業入門	2
科学の方法	情報リテラシー論（数学）	4
	科学方法論（化学）	4
	データリテラシー入門	2
健康とスポーツ	健康スポーツ科学	2
	健康とスポーツの科学	2

2 外国語科目

英語	英語読解	2
	英語総合	2
	英語特修（A）	2
	英語表現	2
初修外国語	ドイツ語基礎	2
	ドイツ語読解	2
	中国語基礎	2
	中国語読解	2
	韓国語基礎	2
	韓国語読解	2

3 専門科目

基礎専門科目	建築設計	建築デザイン基礎	2
		建築デザイン基礎演習	2
		建築デザイン1	2
		建築デザイン演習1	2
		建築デザイン2	2
		建築デザイン演習2	2
		建築デザイン3	2
		建築デザイン演習3	2
		建築デザイン4	2
		建築デザイン演習4	2
	建築計画	建築計画総論	2
		近代建築史	2
		住宅計画	2
		現代都市計画	2
		日本建築史	2

		アーバンデザイン	2
		建築計画各論	2
		西洋建築史	2
		現代ハウジング	2
		まちづくり論	2
		環境計画論	2
	建築環境	建築環境工学概論	2
		熱・空気環境	2
		音・光環境	2
		建築設備概論	2
	建築構造	構造力学Ⅰ	2
		構造力学Ⅱ	2
		構造力学Ⅲ	2
		建築構法	2
		RC 構造	2
		鉄骨構造	2
		建築材料	2
	建築生産施工	建築施工	2
	建築法規	建築法規	2
複合専門科目	建築設計	建築造形	2
		建築造形演習	2
		CAD 演習Ⅰ-1	2
		CAD 演習Ⅰ-2	2
		デザイン演習Ⅰ-1	2
		デザイン演習Ⅰ-2	2
	建築計画	福祉住居論	2
		建築デザイン論 1	2
		インテリアデザイン	2
		建築デザイン論 2	2
		建築マネジメント論	2
		建築再生論	2
		都市住宅政策論	2
	建築環境	住宅環境性能論	2
		環境都市計画論	2
	建築総合	卒業ゼミナール	2

建築学部建築学科(通信教育課程)卒業所要単位数

総合科目	22 単位
外国語科目	8 単位
専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)	94 単位
合計	124 単位

別表(2) 学費等

(単位 円)

1 年入学

区分	学籍	正科生	
		入学時	学籍更新時
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料		306,000	306,000
合計		336,000	306,000

○在籍延長については、別途 30,000 円／年が必要。

3 年次編入学

区分	学籍	正科生	
		入学時	学籍更新時
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料		326,000	326,000
合計		356,000	326,000

○在籍延長については、別途 30,000 円／年が必要。

科目等履修生(科目別履修)

区分	学籍	科目等履修生
		入学時
入学金		20,000
入学選考料		10,000

授業料	1 科目 10,000
合計	30,000 プラス授業料

○近畿大学学園在学学生は、上記の入学金を免除とする。

○在籍延長については、別途 30,000 円／年が必要。

特修生

区分	学籍	特修生	
		認定コース	科目別コース
		入学時	入学時
入学金		20,000	20,000
入学選考料		10,000	—
授業料		100,000	1 科目 10,000
合計		130,000	20,000 プラス授業料

○近畿大学学園在学学生は、上記の入学金を免除とする。

○在籍延長については、別途 30,000 円／年が必要。

追加履修

区分	学籍	正科生・科目等履修生・特修生	備考
授業料 (通信授業科目・課程外面接授業科目)		1 科目 10,000	申請の都度

別記

近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的に掲げています。この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標に沿って、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しています。

学生の皆さんには、上記の建学の精神と教育の目的を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最もふさわしい将来設計をされることを願っています。

通信教育部の教育研究の理念と目的、育成する人材像

教育基本法の第4条に「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とあります。

通信教育部は、学園の「建学の精神」及び「教育の目的」に示されている考えをふまえながら、本学創設者が自ら苦学した経験からの「学問が運命を開いてくれる」という信念のもと「学びたいものに学ばせたい」の基本理念をも符号させ、関西での草分け的な存在として、昭和32年に文部省(当時)認可による大学通信教育課程を開設しました。

これによって、「大学で学びたい」「大学の卒業資格を得たい」「自己の教養を高めたい」など、あらゆる学修の目的を持った人たちに応え学修の機会を提供、「再教育の場」「生涯学習としての場」としても、社会に大きく門戸を開き、万人に「学びたい大学通信教育」「学んでよかった大学通信教育」との評価を得られる高等教育機関をめざしています。

建築学部建築学科(通信教育課程)の学修・教育目標

(人文・社会科学、語学)

(A) (人文・社会科学の素養)

人類の英知である人文・社会科学についての一般知識と素養を養う。

(B) (語学・コミュニケーション)

国際的な活動の場で必要となる語学・コミュニケーション能力を養う。

(C) (専門家倫理)

建築が自然および人間社会に対して担うべき役割を学ぶことを通して専門家倫理を身に付ける。

(D) (自発的・主体的な学修)

自発的・主体的に学び、自ら考える習慣・力を身につける。

(建築学部専門科目)

(E) (建築学の基礎的理解)

建築の基礎となる設計・計画・構造・環境・生産・法規の基礎知識を身につける。

(F) (建築図面のリテラシー)

建築の共通言語である図面の読み描きに必要な技術と能力を養う。

(G) (設計・計画)

(G-1) (デザイン・プレゼンテーション能力)

幅広い知識を総合して具体的提案に結びつけるデザイン能力と、それを的確に表現するプレゼンテーション能力を身につける。

(G-2) (様式や形式)

人類がこれまでに創造した美術や技術の様式や形式に基づいて設計できる能力を養う。

(G-3) (使われ方)

新しい時代に即した住まい方や使い方に対応できる設計・計画の知識を習得する。

(G-4) (社会と建築)

社会学や心理学など住宅に関わる幅広い知見に基づき、これからの建築を構成できる能力を養う。

(G-5) (都市とまちなみ)

景観や都市と住宅デザインとの関係に基づき、永く人々を魅了し愛される存在となるまちのあり方について考えることのできる能力を養う。

(G-6) (建築プロジェクトの企画力)

時代の変化を読み取り、社会・経済状況を踏まえながら地域にとって必要とされる建築プロジェクトを企画できる能力を養うとともに、建築ストックを良好に維持管理する能力を身につけ、建築物を守り・育て・活用してゆく能力を養う。

(H) (環境・設備)

(H-1) (環境・設備の知識)

建築環境工学の基礎知識に基づき、工学的視点から環境性能、設備計画に必要な専門知識、能力を養う。

(H-2) (制御手法)

建築内外の環境の重要性と制御手法を理解し、地球と人にやさしい建築をつくるために必要な知識を身につける。

(I) (構造・生産)

(I-1) (構造・生産の知識)

構造・生産の基礎知識に基づき、工学的視点から構造設計、生産施工に必要な専門知識、能力を養う。

(I-2) (構造・生産施工・材料)

建築の構法を理解し、材料の特性を活かした安全な建築を設計できる能力を養う。

(J) (卒業ゼミナール)

建築学の専門知識に基づき、社会で要求される水準にある課題や問題について創造的に解決する能力を養う。

建築学部建築学科(通信教育課程)のカリキュラム編成上の特色

通信教育課程では、学力・能力・年齢・居住地域・生活環境など、千差万別な学修環境や入学の目的も異なる希望者が、入学資格を有していて選考に合格すれば選抜すること無く入学許可が認められるため、学生の主体的学修機会の提供をできるカリキュラム編成が必要と考え、学問分野や専攻領域の体系性を考慮したうえで必須となる科目を極力少なくし、他方選択科目を多く開講することで、選択肢つまり履修のバリエーションを整え、各自の学修目的の達成や学修計画を容易にすることを第一と考えています。

自宅学修を授業時間数とみなす通信授業は、課題レポートを作成し、定期的におこなわれる単位修得のための最終試験(科目終末試験)を年間10回開催しています。

一定の期間に講義を受講しながら単位修得をする面接授業は、さまざまな日程で開講しています。また、メディア授業・オンライン授業を行うなど遠隔地在住の学生についても配慮しています。

その他の特色

本学建築学部が培ってきたノウハウを活用し、より幅広い人々に対する建築学教育を担います。建築学部建築学科(通信教育課程)では、建築学の基礎となる建設設計、建築計画、建築環境、建築構造、建築生産施工、建築法規の6分野を重点的に学ぶことができます。さらに、少子高齢化、CO2削減など変化する社会に対応できる授業を展開していきます。授業方法としては、通信授業科目に加えて、メディア授業、オンライン授業を組み入れ新しいメディア、通信技術を用いた授業を実施していきます。遠隔での授業形態は急速に普及してきており、教育分野においても活用します。また、設計演習などの演習科目についてはオンライン授業と面接授業を行い、少人数ごとのグループに分かれた、きめ細かな指導を行います。

建築学部建築学科(通信教育課程)は、「学びたいものに学ばせたい」という近畿大学の創始者である世耕弘一の理念を引き継ぎ、社会において建築学を学びなおしたいと考えている人々、建築学の知識を身に付け新しい領域を開拓していきたいと考えている人々、働きながら学びたいと考えている人々に対して、質の高い教育の機会を提供していきます。

建築学部建築学科(通信教育課程)の教育方針について

アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)

建築学部建築学科(通信教育課程)は、近畿大学建学の精神に則り、従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加え、「守り・育てる」建築学を学ぶ場を提供し、実学教育によって、現代社会の課題を読み解き、その課題解決に貢献する新しい建築を創造する人材を育成します。このため、次のような人材を受け入れます。

1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、かつ、高校卒業程度の学力を修得し自ら学ぶ意欲がある人
2. 社会における互いの多様な価値観を理解し、これらを尊重することのできる倫理観を持つ人
3. 地域環境・地球環境との共生の大切さを理解し、社会に貢献できる新たな技術の創造を目指す人

カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成方針)

従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加えて、「守り・育てる」建築学を幅広く身につけるために、総合科目、外国語科目、専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)によって、カリキュラムが構成されています。

総合科目と外国語科目では、ディプロマ・ポリシーにある「1. 幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。」の能力を育成します。専門科目では、ディプロマ・ポリシーにある「2. 『建築図面を読み描きする能力』を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を修得すること。」、「3. 『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。」、「4. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。」の能力を育成します。

1年次入学者は、総合科目、外国語科目並びに建築分野に関する専門科目、複合専門科目を幅広く学びます。1年次、2年次は基礎的な知識・技術を中心に学修し、3年次以降は高度な技術者、設

計者に必要な知識・技術を修得していきます。

3年次編入学者は、専門科目を中心に履修するとともに、現代社会の課題に応えるべく用意された複合専門科目を学修していきます。

なお、カリキュラム全体に、文系・理系を問わず、建築学の知識・技術を修得できるよう、きめ細かい指導のもと、1年次から段階的に実施される印刷教材等による授業（本学では通信授業科目と名称）、面接授業及びメディアを利用して行う授業（ここではメディア授業・オンライン授業と名称。なお、後述するが、メディア授業とは本学におけるオンデマンド授業のことであり、オンライン授業とは、遠隔会議システムを用いたリアルタイムの遠隔授業のことである。）において、学んだことを実際の問題に適用しながらコミュニケーション力や創造力・論理的思考能力などを培います。

<総合科目>

総合科目は、「人間と自然」「異文化の理解」「社会の認識」「科学の方法」「健康とスポーツ」という5つの系から構成されており、これらの科目を履修することで、幅広い知識と洞察力を培い豊かな人間関係と確かな主体性を確立するに足りる十分な教養を身につけることができます。

「人間と自然」では、心理学、生物学、地理学の基礎を学ぶための科目として「人間論(心理学)」、「生命現象論(生物学)」、「自然環境論(地理学)」、「環境と社会」という科目が設定されており、「異文化の理解」では、歴史や文学についての基礎を学ぶために「文化交流論(歴史)」、「日本文化論(文学)」、「国際化と異文化理解」、「日本語の技法」という科目が設定されています。「社会の認識」では、法学、経済学、社会学、政治学の基礎を学ぶために「日本社会システム論(法学)」、「日本社会システム論(経済学)」、「国際社会システム論(社会学)」、「国際社会システム論(政治学)」、「住みよい社会と福祉」、「暮らしのなかの憲法」、「国際社会と日本」、「キャリアデザイン」、「技術と倫理」、「現代社会と法」、「ビジネスモデルとマネジメント」、「暮らしのなかの起業入門」という科目が設定されており、「科学の方法」では、数学、科学の基礎を学ぶために「情報リテラシー論(数学)」、「科学方法論(化学)」、「データリテラシー入門」という科目が用意されています。「健康とスポーツ」では、健康に関する情報をもとに、身体的・精神的・社会的に健康な状態を理解しながら学ぶため、「健康スポーツ科学」、「健康とスポーツの科学」という科目が用意されています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通知します。

<外国語科目>

外国語科目は、外国語のコミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、国際的な活動の場に貢献できる人物となることを到達目標としてカリキュラムを設定しています。

「英語」では、英語によるコミュニケーションや情報収集・伝達に特化した4技能（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）を養います。「英語読解」科目では英語で読み書きできる能力、「英語表現」科目では、英語でプレゼンテーションできる能力を養います。そして「英語総合」「英語特修(A)」では、英語で情報収集・発信できる能力を身につけます。

「初修外国語」では、入門から中級レベルの4技能の修得を目指します。これらの科目を履修することで、「外国語によるコミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想

で国際社会に貢献できる能力」を身につけることができます。各科目は英語、第二外国語ともに順次性のある科目構成となっています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通信授業科目は科目終末試験、面接授業・オンライン授業は単位修了試験、メディア授業においてはメディア単位修了試験を実施し事前にシラバスに明示された合格水準にて判断し通知します。

<専門科目>

専門科目は、「基礎専門科目」、「複合専門科目」で構成されており、これらの科目を履修することで、「『建築図面を読み描きする能力』を身につけること」、「『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること」、「社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること」などの能力を身につけることができます。

「『建築図面を読み描きする能力』を身につけること」においては、「建築デザイン基礎」、「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン1」、「建築デザイン演習1」、「建築計画総論」、「CAD演習I-1、I-2」、「建築構法」などの科目が用意されており、「『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること」においては、「建築デザイン2、3、4」、「建築デザイン演習2、3、4」、「近代建築史」、「日本建築史」、「西洋建築史」、「住宅計画」、「建築計画各論」、「現代都市計画」、「アーバンデザイン」、「建築環境工学概論」、「熱・空気環境」、「音・光環境」、「構造力学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「建築材料」、「建築施工」、「建築法規」など多様な科目が順次性を持って用意されています。また、「社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること」については、「卒業ゼミナール」などの科目が用意されています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通信授業科目は科目終末試験、面接授業・オンライン授業は単位修了試験、メディア授業においてはメディア単位修了試験を実施し事前にシラバスに明示された合格水準にて判断し通知します。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

近畿大学の建学の精神である未来志向の「実学教育と人格の陶冶」に則り、建築学部建築学科（通信教育課程）では、21世紀における社会の変化の中で建築のあり方を継続的に探求できる人材を輩出するため、多角的かつ厳格な成績評価により教育カリキュラムを運営しています。所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士（建築学）の学位を授与します。卒業までに身につけるべき知識・能力を以下に示します。

1. 幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。
2. 「建築図面を読み描きする能力」を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を

修得すること。

3. 「つくり・守り・育てる」建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。

4. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。